



☎は問い合わせ先です

年金加入は正しい届出で、正しい年金受給を

「あなたはどの被保険者になっていますか？」

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、性別、職業、収入に関係なく国民年金に加入しなければなりません。

就職、転職、退職、結婚などにより、加入の仕方（種別）が変わる場合があります、その都度届け出が必要となります。

加入の種類

- 第1号被保険者
20歳以上で、農業、自営業、学生、フリーターなどその配偶者の方をいいます。
- 加入手続き
市の窓口へ届け出をします。
- 保険料の納付方法
社会保険庁から送られてきた納付書で、ご自分で金融機関（または口座振替）や郵便局で納めます。
- 第2号被保険者
勤めていて厚生年金や共済組合

に加入している方をいいます。

- 加入手続き
勤務先で行います。
- 保険料の納付方法
給料から天引きされます。
- 第3号被保険者
厚生年金や共済組合に加入している第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者の方をいいます。

- 加入手続き
第2号被保険者の勤務先に届け出をします。
- 保険料の納付方法
個人で納める必要も給料からの天引きもされません（保険料は勤務先が加入している年金制度が負担します）。

※第2号被保険者・第3号被保険者の方が、第1号被保険者に変更する手続きは市窓口となります。

- ☎ 社会保険事務局大河原事務所
0224-51-3111
- ☎ 市民課国民年金相談係
22-1312

介護保険制度の一部が10月1日から改正になります

このたび、介護保険施設入所者と在宅介護者での負担の不均衡を是正するため、介護保険施設入所者の居住費・食費が介護保険の給付対象とならなくなるなど、介護保険制度が平成17年10月1日から改正されることとなりました。見直しが行われる費用は次のとおりです。

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
・市民税世帯非課税（世帯員全員が非課税）で老齢福祉年金を受給している方 ・生活保護を受けている方	・市民税世帯非課税（世帯員全員が非課税）であって、本人の【合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下/年】を満たす方 ・市民税世帯非課税（世帯員全員が非課税）であって、第2段階該当者以外の方（本人の課税年金収入が80万円を超え266万円未満の方など）	・市民税世帯非課税（世帯員全員が非課税）であって、本人の【合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下/年】を満たす方 ・市民税世帯非課税（世帯員全員が非課税）であって、第2段階該当者以外の方（本人の課税年金収入が80万円を超え266万円未満の方など）	・本人は市民税非課税だが、世帯員の誰かが市民税課税となっている方	・本人が市民税課税の方（本人の前年合計所得200万円以上は第6段階）	・本人が市民税課税の方（本人の前年合計所得200万円以上は第6段階）

■「負担限度額」とその認定の申請
所得の低い方については、その所得の状況（第1段階～第3段階）などに応じて、「居住費、滞在費」「食事代」それぞれ段階ごとに1カ月の利用者負担の上限額となる「負担限度額」が設けられ、それを超えた費用については介護保険で補足給付されることとなります。それ以外の方は、利用施設の設定した基準費用額を負担することとなります。

負担限度額認定の対象となる方で適用を受ける方（第1段階～第3段階）は申請が必要となりますので、「介護保険負担限度額認定申請書」により申請してください。

児童手当から

★今月は児童手当の支給月です！
10月は、平成17年6月から9月までの4カ月分の児童手当が振り込みになります。10月5日以降、該当する金融機関でお受け取りください。なお、現況届未提出の方は、振り込みになりませんので、至急手続きをお願いします。

★児童手当は申請しましたか？

児童手当は、保護者が申請しなければ支給することはできません。現在、0歳から小学校3学年終了前のお子さんまでが支給対象となっております。所得制限などで却下になっていた方も、前年中の扶養人数、所得額によっては該当する場合があります。まだ申請していない方は、子ども家庭課まで（公務員の方はお勤め先）お問い合わせください。なお、今年の現況届で却下となった方は、来年5月中に改めてご申請ください。

☎ 子ども家庭課 22-1363

区分	居住費・滞在費				食費
	多床室	従来型個室 特養	ユニット型 準個室	ユニット型 個室	
第1段階	0円	10,000円	15,000円	25,000円	10,000円
第2段階	10,000円	13,000円	15,000円	25,000円	12,000円
第3段階	10,000円	25,000円	40,000円	50,000円	20,000円
第4～第6段階	10,000円	35,000円	50,000円	60,000円	42,000円

※長寿課介護保険係（総合福祉センター内） ☎ 22-1361

「農作業は急がず あせらず 段取りよく！ あなたが見せる模範作業」

「みやぎ手帳」を あっせんします
最新の統計資料や市町村一覧、行事予定などを掲載し、見やすく使いやすい、平成18年版「みやぎ手帳」をあっせんします。希望される方は、企画情報課（☎ 22-1324）または、各地区公民館に10月7日（金）までお申し込みください。

●頒布価格（税込）
大型版（17.5×8.8cm） 500円

10月17日～23日は 秋の行政相談週間です

悩みや苦情はまず相談！
行政相談は、行政機関、金融公庫、道路公団、NTT、JRなどへの苦情や意見、要望などの相談に応じ、その解決のお手伝いをするものです。

行政相談委員は、市庁舎での定例相談会のほか、いつでも自宅や皆様の相談に応じています。

行政書士の無料相談会

- 日時 10月15日（土）
10時～15時
- 会場 ショッピングセンター
サンコア（柴田町西船迫2丁目）
- 相談事項 相続、遺言、贈与、会社設立、官公署に提出する書類の作成、農地転用など
- ☎ 宮城県行政書士会仙南支部
太田常治 ☎ 24-3303

白石市の行政相談委員

- 場所 大平公民館（青少年室）
- 日時 10月20日（木）
13時30分～15時30分
- 巡回行政相談所を開設します
- 梶川 みつ子さん
越河五賀字南原5番地
- 島貫 征夫さん
大鷹沢三沢字古内21番地
- ☎ 生活環境課 22-1314

Do you know? 知ってる?

「一方的な請求の対応は？」

最近、身をひそめていた「架空請求」「不当請求」の苦情相談が増えてきました。再度確認のために、事例を挙げてみましょう。

事例 午後9時ごろ突然、電話がかかってきました。「利用料金72,000円を振り込め」と言われました。聞くと「あなたには、4月にアダルトボイスを利用した。一カ月かけ放題の料金30,000円を支払っていない。遅延損害金、調査料、管理料金を請求金額で支払わないと、支払うまで増えていく」というのです。

私はよくある「架空請求」と思い、「どこから請求権を譲渡されたのか」と尋ねると、「○○業者」と言うので電話番号を聞ききました。そこへ電話すると「4月20日、午後9時45分から1分間利用した」と言われました。しかし、私はその日残業で忙しく、電話をかける暇は無かったことを話すと、もう一度かけると言って切れました。私は支払わなければいけないでしょうか。

回答 アダルトボイスとは、雑誌の広告などに電話番号が書いてあったり、無料検索などでかけたり、あるいは興味本位でかけたり、または、ショートメールできたものに返事をしたりすると、大人の会話が流れてくるものです。よく「間違っても」「子供が」かけてしまったという相談がありますが、そこに入らなければ「確定」「決定」を押さなければ進みません。画面が小さいからと見落とさないことです。身に覚えがないのであれば、無視してください。連絡は絶対しないでください。はがきでの請求も同じです。「今日が裁判取り下げ最終日」と書かれていても連絡しないことです。業者はメールアドレスや電話番号の配信サービス、電話番号、住所のみを手がかりに請求してきますので、口車に乗ったり脅されて、氏名、住所、勤務先などの個人情報をお教えし、強い意思を持って、相手にしないことです。恐怖を感じたら警察に届けましょう。また、電話会社の迷惑電話お断りサービスの利用も有効です。

☎ いきいきプラザ消費生活相談室
22-0783
（相談日 月・水・金 9時～16時）